

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則

令和3年4月1日

沖芸大規則第3号

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）に定めのあるもののほか、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する定款第3条に定める沖縄県立芸術大学（以下「大学」という。）の組織に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 法人組織

(理事長選考会議)

**第2条** 法人に定款第10条第3項に規定する理事長選考会議を置く。

2 理事長の選考に必要な事項は、定款同条第3項から第6項に定める事項のほか、理事長選考会議が定める。

(理事会)

**第3条** 定款第14条から第17条に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(経営審議会)

**第4条** 定款第18条から第21条に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

**第5条** 法人に、教員及び事務職員その他必要な職員を置く。

(事務局)

**第6条** 法人に、法人及び大学の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、理事長が任命する職員をもって充てる。

3 事務局に総務課及び教務学生課を置く。

4 総務課及び教務学生課に課長を置き、理事長が任命する職員をもって充てる。

5 事務局の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 理事会、経営審議会及び教育研究審議会に関すること。
- (3) 教授会及び研究科委員会に関すること。
- (4) 授業料等の徴収に関すること。
- (5) 施設等の整備及び維持管理に関すること。
- (6) 大学全般に関連する事項の連絡調整に関すること。
- (7) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、除籍、復学、懲戒及び卒業に関すること。
- (8) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (9) 学生の学籍、学業成績の整理及び記録に関すること。
- (10) その他学部、附属図書・芸術資料館及び芸術文化研究所の分掌に属しない事務に関すること。
- (11) 庶務に関すること。

### 第3章 大学組織

#### (教育研究審議会)

**第7条** 定款第22条から第25条に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### (副学長)

**第8条** 大学に、副学長を置く。

- 2 副学長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

#### (学長特命)

**第9条** 大学に、3名以内の学長特命を置くことができる。

- 2 学長特命は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 学長特命に関し必要な事項は、別に定める。

#### (学長補佐)

**第10条** 大学に、3名以内の学長補佐を置くことができる。

- 2 学長補佐は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び研究科)

**第11条** 沖縄県立芸術大学学則(以下「学則」という。)第6条で規定する美術工芸学部及び音楽学部並びに学則第5条で規定する大学院の分掌事務は、美術・工芸、音楽・芸能等の芸術文化の教育研究に関することとする。

(附属図書・芸術資料館)

**第12条** 学則第6条で規定する附属図書・芸術資料館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) 芸術資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (4) 芸術資料の展示に関すること。
- (5) その他附属図書・芸術資料館の運営に関すること。

(芸術文化研究所)

**第13条** 学則第6条で規定する芸術文化研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化、伝統工芸及び伝統芸能の調査研究に関すること。
- (2) 公開普及講座に関すること。
- (3) 研究員及び研修員の受入れに関すること。
- (4) 調査研究の成果の普及活動に関すること。
- (5) 芸術文化研究所の主催する共同研究事業に関すること。
- (6) その他芸術文化研究所の運営に関すること。

(全学教育センター)

**第14条** 大学に全学教育センターを設置し、全学教育センター長を置く。

- 2 全学教育センター長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 全学教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(アドミッションセンター)

**第15条** 大学にアドミッションセンターを設置し、アドミッションセンター長を置く。

- 2 アドミッションセンター長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 アドミッションセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(社会連携センター)

**第 16 条** 大学に社会連携センターを設置し、社会連携センター長を置く。

- 2 社会連携センター長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 社会連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

(評価・I R 室)

**第 16 条の 2** 大学に評価・I R 室を設置し、評価・I R 室長及び評価・I R 副室長を置く。

- 2 評価・I R 室長及び評価・I R 副室長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 評価・I R 室に関し必要な事項は、別に定める。

(学生支援室)

**第 17 条** 大学に学生支援室を設置し、学生支援室長を置く。

- 2 学生支援室長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 学生支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流室)

**第 18 条** 大学に国際交流室を設置し、国際交流室長を置く。

- 2 国際交流室長は、学長が任命する職員をもって充てる。
- 3 国際交流室に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 4 章 職制

(職制)

**第 19 条** 法人及び大学に置く職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。

職名	職務
理事長	法人を代表し、その業務を総理する。
理事	理事長を補佐し、法人の業務を掌理する。
監事	法人の業務を監査する。
学長	校務をつかさどり、所属職員を統督する。
副学長	学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
学長特命	学長の特命事項に関する事務を掌理する。
学長補佐	学長の職務を補佐する。
学部長	学部に関する校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

研究科長	研究科の校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
附属図書・芸術資料館長	附属図書・芸術資料館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
芸術文化研究所長	芸術文化研究所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
センター長	センターの事務を掌理する。
室長	室の事務を掌理する。
副室長	室長の職務を補佐する。
教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
助教	助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助手	助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
副参事	特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹	課の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。
主査	特定事務を分掌する。
主任技師	技術に関する事務を処理する。
主任	一般的業務を分掌する。
主事	一般的な事務を処理する。
技師	一般的な技術に関する事項を処理する。

(委任)

**第 20 条** この規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

**附 則** (令和 3 年 4 月 1 日理事長決裁)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 4 年 10 月 6 日理事長決裁)

この規則は、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。